

○組合議会会議規則

制 定 昭 34. 3.25 規則

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 11 条）
- 第 2 章 議案及び動議（第 12 条－第 19 条）
- 第 3 章 議事日程（第 20 条－第 24 条）
- 第 4 章 選挙（第 25 条－第 34 条）
- 第 5 章 議事（第 35 条－第 41 条）
- 第 6 章 発言、討論及び質問（第 42 条－第 54 条）
- 第 7 章 表決（第 55 条－第 59 条）
- 第 8 章 委員会（第 60 条－第 69 条）
- 第 9 章 秘密会（第 70 条－第 72 条）
- 第 10 章 請願及び陳情（第 73 条－第 75 条）
- 第 11 章 辞職及び資格の決定（第 76 条－第 77 条）
- 第 12 章 規律（第 78 条－第 81 条）
- 第 13 章 懲罰（第 82 条－第 85 条）
- 第 14 章 会議録（第 86 条－第 88 条）
- 第 15 章 補則（第 89 条）

附 則

第 1 章 総 則

（参 集）

第 1 条 議員は、招集当日開議定刻前に議場に参集し、応招簿に捺印しなければならない。

（欠席の届出）

第 2 条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。

（議 席）

第 3 条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、抽選で定める。

2 一般選挙後、新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、会議にはかつて議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名を記載した標識を置く。

（議会の開閉）

第 4 条 議会の開閉は、議長が宣告する。

（会 期）

第 5 条 会期は、1 日とする。

2 会期は議会の議決で延長することができる。

3 会期を延長したときは、議長は、直ちにこれを議員に告知するとともに執行機関に通

知しなければならない。

(会期中の閉会)

第 6 条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議長は、議会を閉会することができる。

(会議時間)

第 7 条 会議の時間は、午前 10 時から午後 4 時までとする。ただし、議会の議決により又は議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、繰上又は延長することができる。

(開議の報知)

第 8 条 会議の開始は、振鈴その他の方法でこれを報知する。

(会議の開閉)

第 9 条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止、若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第 10 条 開議時刻後相当の時刻を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は時間の延長又は延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第 11 条 地方自治法（以下「法」という。）第 113 条の規定による出席催告の方法は、文書又は口頭をもって行う。

第 2 章 議案及び動議

(議案の提出)

第 12 条 議員が、議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由をつけ、法第 112 条第 2 項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第 13 条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第 14 条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に 2 人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第 15 条 修正の動議は、その案をそなえ、法第 115 条の 2 の規定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては、2 人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会の修正動議は、委員長の同意を得て提出することができる。

(委員会の報告の修正案)

第 16 条 委員会の報告による修正案は、前条の規定にかかわらずそのまま議題となる。

(修正動議の表決順序)

第17条 議員発議による修正案は、委員会報告による修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について数個の修正案があるときは、その趣旨が原案に最も遠いと認められるものから順次に表決を採る。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

(先決動議の措置)

第18条 他の事件に先立って、表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討議を用いないで会議にはかって決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 議会の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第3章 議事日程

(日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめこれを議員に配布する。ただし、やむを得ない場合は、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が、必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第22条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終らなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した議事を終ったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって延会することができる。

第4章 選挙

(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行なうときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第26条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布洩れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、議員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票洩れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から会議にはかって指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第32条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙に関する疑義)

第33条 選挙に関する疑義は、議長が会議にはかって決める。

(選挙関係書類の保存)

第34条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人を任期間、関係書類とあわせてこれを保存しなければならない。

第5章 議 事

(議題の宣告)

第35条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第36条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

(議案等の朗読)

第37条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(審議の順序)

第38条 会議に付する事件は、別に規定する場合を除き、議案提出者の説明、常任委員長の報告、少数意見の報告、修正案提出者の説明を聞き、議員の質疑及び討論の後表決を採るものとする。

(議事の継続)

第39条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(執行機関及び説明員)

第40条 管理者及び説明員は、議場に出席し、説明又は答弁のため発言を求めることができる。

(説明員名の報告)

第41条 管理者は、あらかじめ説明員の氏名を議長に報告しなければならない。

2 説明員に異動を生じたときは、直ちに議長に報告しなければならない。

第6章 発言、討論及び質問

(発言の許可)

第42条 発言は、すべて議長の許可を得た後、その議席で起立して行わなければならない。

(発言内容の制限)

第43条 一議題が終らないのに他の議題につき発言することはできない。

2 発言はすべて簡明を旨とし、議題外にわたり、又はその範囲を越えてはならない。

3 議長は、発言が前項の規定に違反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

4 議長は、質疑に対しては、自己の意見を述べることができない。

(発言時間の制限)

第44条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限につき、出席議員3人以上から異議の申立があったときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

(質疑の回数)

第45条 質疑は、同一議員が同一議題について2回をこえることができない。ただし、特に議長の許可を得たときはこの限りでない。

(討論の方法)

第46条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に発言させなければならない。

(議長の発言、討論)

第47条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言を終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が決るまでは、議長席に復することができない。

(議事進行に関する発言)

第48条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係あるもの又は直ちに処理する必要が

あるものでなければならない。

2 前項の動議が先決を要するものであるかどうかについて異議があるときは、議長は会議にはかり、討論を行わないでこれを決しなければならない。

(質疑又は討論の終結)

第49条 質疑又は討論が終ったときは、議長は、その終結を宣言する。

2 質疑が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑終結の動議を提出することができる。

3 賛否各2人以上の発言があった後、又は甲方が2人以上発言して乙方に発言の要求者がいないときは、議員は、討論終結の動議を提出することができる。

(発言の継続)

第50条 延会、中止又は休憩のため、発言の終らなかつた議員は、更にその議事を始めたとき、前の発言を続けることができる。

(選挙及び表決時の発言制限)

第51条 選挙及び表決の宣言後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第52条 議員は、組合の一般事務につき、議長の許可を得て質問することができる。

(不適当な質問)

第53条 前条の質問が不適当であると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の取消)

第54条 議員は、その会期中に限り議会の許可を得て、自己の発言を取消することができる。

第7章 表 決

(表決問題の宣言)

第55条 議長が表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣言しなければならない。

2 議長が表決に付する問題を宣言したときは、何人も議題について発言することができない。

(議員の表決権)

第56条 表決宣告の際、現に議場にいない議員は、表決に加わることはできない。

2 表決には条件をつけることができない。

3 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(起立による表決)

第57条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して、可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議員が議長の宣告に対して異議を申立て、他に2人以上の賛成者があるときは、議長は投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第58条 議長が必要と認めたとき、又は議員3人以上の要求があったときは、投票で表決をとる。

2 投票は無記名投票とする。ただし、議会の議決により記名投票とすることができる。

3 投票による表決を行う場合においては、問題を可とする議員は、「賛成」問題を否とする議員は、「反対」の旨を投票用紙に記載しなければならない。

(簡易表決)

第59条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

第8章 委員会

(議長への通知)

第60条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(委員会の定足数)

第61条 委員会は、その委員定数の半数以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。

(委員会の表決)

第62条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として表決に加わる権利を有しない。

(会議中の委員会の禁止)

第63条 委員会は議会の会議中は、開くことができない。

(委員の発言)

第64条 委員は、議題について自由に質疑し、又は意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を定めたときはこの限りでない。

(委員外議員の発言)

第65条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員長は、委員でない議員から発言の申出があったときは、適宜許可することができる。

(委員の議案修正)

第66条 委員は、修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(委員会の審査報告)

第67条 委員会の審査が終ったときは、委員長は、報告書を議長に提出し、審査の経過及び結果を組合議会の会議に報告しなければならない。

2 委員長は、前項の報告を他の委員に委託することができる。

(小数意見報告)

第68条 委員会において廃棄された小数意見は、委員長報告について小数意見者がこれ

を組合議会の会議に報告することができる。

(準用規定)

第69条 委員会の議事に関しては、この章並びに他に別段の規定があるものを除くほか、組合議会の会議の場合に準ずるものとする。

第9章 秘密会

(指定者以外の退場)

第70条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第71条 秘密会の議事の記録は、これを公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も、秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(委員会への準用)

第72条 前2条の規定は、委員会の秘密会に準用する。

第10章 請願及び陳情

(請願書)

第73条 請願書には、請願の趣旨、提出年月日、紹介議員の氏名、請願人の住所、氏名(法人の場合には、その名称及び代表者の氏名)を記し、各自署名又は、記名捺印することを要する。

(請願の審査報告)

第74条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1)採択すべきもの

(2)不採択とすべきもの

2 採択すべきものと決定した請願で、管理者その他の関係執行機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(陳情書の処理)

第75条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第11章 辞職及び資格の決定

(正副議長の辞職)

第76条 議長が辞職しようとするときは、副議長に、副議長が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで、会議にはかつてその可否を決める。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、これを議員に告知するとともに執行機関に通知しなければならない。

(議員の辞職)

第77条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

第12章 規 律

(品位の尊重)

第78条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(議事妨害の禁止)

第79条 何人も会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離 席)

第80条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(議長の秩序保持権)

第81条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長が必要と認めるときは、討論を用いずに会議にはかって決める。

第13章 懲 罰

(懲罰動議の提出)

第82条 懲罰の動議は文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 法第133条による処分を求めようとする議員は、その理由を付し、議長に申出なければならない。

3 前2項の動議及び処分要求は、当日中に提出しなければならない。ただし、秘密保持の違反にかかるものについては、この限りでない。

(議長職権による発議)

第83条 議長は、法第137条の規定に基く懲罰事犯があると認めるときは、前条の例による。

(事犯者の弁明)

第84条 議員は、自己の懲罰の事犯の会議中は、列席することができない。ただし、議会の許可を得て自ら弁明することができる。

(懲罰の宣告)

第85条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場においてその懲罰方法を宣告する。

第14章 会 議 録

(会議録記載事項)

第86条 会議録には次の事項を記載する。

- (1)出席及び欠席議員の氏名
- (2)説明のために出席した者の職氏名
- (3)開会、開議、休憩、延会、中止、閉議、散会、閉会等に関する事項
- (4)議案、議事日程及び諸般の報告

(5)議事の経過

(6)選挙の経過

(7)その他議会又は議長において必要と認めた事項

2 前項第4号から第7号までの記録は、その要領を記載するものとする。

(会議に掲載しない事項)

第87条 前条の会議録は、秘密会の議事並びに議長が取消を命じた発言及び「発言の取消」の規定により取消した発言は掲載しない。

(会議録署名者)

第88条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

第15章 補 則

(会議規則の疑義に対する措置)

第89条 この規則の疑義は、議長が定める。ただし、異議あるときは、会議にはかかって決める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。